

用途地域内及び主要道路沿線等の屋外広告物並びに屋外広告業について必要な規制を行い、街の良好な景観を形成し、又は風致の維持をするとともに、公衆に対する危害の防止を図っています。榛原郡吉田町・川根本町の規制地域及び指定する区間、指定する区域は下表のとおりです。（焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市は市に権限を委譲）

区分	路線名等	指定する区間	指定する区域
第1種特別規制地域		都市計画法に基づく地域	第1種・第2種低層住居専用地域
第2種特別規制地域	東名高速道路	全区間	トンネルの区間を除く区間の道路から500mの等距離線の範囲内の地域
		官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所	敷地内
第1種普通規制地域		都市計画法に基づく地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域（容積率300%未満の地域に限る。）
	東名高速道路	静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間	トンネルの区間を除く区間の道路から1,000mの等距離線の範囲内の地域。（用途地域の区域を除く。）
	一般国道150号	静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間	左記に指定する区間の道路から500mの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	一般国道362号	川根本町下長尾字東の県道春野下泉停車場線との接続点から川根本町東藤川の県道川根寸又峡線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100mの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	県道焼津榛原線	焼津市道1608号線との接続点から牧之原市道細江1号幹線との接続点までの区間	左記に指定する区間の道路から500mの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	県道川根寸又峡線	県道藤枝天竜線との接続点から県道春野下泉停車場線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100mの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）

区分	路線名等	指定する区間	指定する区域
第1種普通規制地域	県道春野下泉停車場線	川根本町下長尾字東の一般国道 362 号との接続点から県道川根寸又峽線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から 100m の等距離線の範囲内の地域
	県道島田吉田線	大井川島田大橋から一般県道 150 号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から 100m の等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	県道住吉金谷線	吉田町神戸の県道島田吉田線との交差点から吉田町片岡の県道焼津榛原線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から 100m の等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	吉田町道東名川尻幹線	国道 150 号との交差点から吉田町川尻字西之宮の県道焼津榛原線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から 100m の等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	吉田町道富士見幹線	県道島田吉田線との交差点から吉田町道大幡川幹線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から 100m の等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
	大井川鉄道大井川本線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の鉄道から 500m の等距離線の範囲内の地域
	大井川鉄道井川線	川根本町の区域の全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から 500m の等距離線の範囲内の地域（静岡市の区域を除く。）
第2種普通規制地域		都市計画法に基づく地域	商業地域、近隣商業地域（容積率 300%以上の地域に限る。）

<後退距離規制適用地域とは>

第1種普通規制地域内のうち、都市計画法の用途地域以外において、上表の道路、鉄道からの距離が 100m 未満の地域。

榛原郡吉田町・川根本町の規制図は下図のとおりです。